

環境省 生物多様性で来月指針

生態系保護と商機拡大両立

環境省は、企業などが自然環境と共生して活動する際の手引きになる「生物多様性民間参画ガイドライン」(仮称)を7月上旬にも策定する。ガイドラインを開示することで、企業の開発計画が企業の生態系を壊さないよう、多様性の保護につなげるほか、自然の恵みを活用して商機拡大につなげるのが狙いだ。いかに経営面のリスク軽減ができるかも課題になる。来年10月には、名古屋市で国連生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開かれることもあり、ガイドライン策定を機に企業の関心を高めたい考えた。

自然の恵み活用

生物多様性は、地球上に存在する生物種や遺伝子などの多様さを表す言葉だ。企業は、自然の恵みである農産物や水産物を食品に加工するなど、商機もある。一方、開発や建物の建設の際に生物多様性に影響を与えか

ねない経営リスクもある。

ガイドラインは、メリットとデメリットの両面があることを民間事業者认识到もらい、生物多様性に配慮した事業活動を促すことを狙っている。

指針は、事業者に対し、①生物多様性とのかかわりを把握する②生物多様性に及ぼす影響を低減する③必要に応じて推進体制を整える一努力を求めた。

さらに、海外の生物資源に依存する事業者は、生物多様性とのつながりをグローバルな視野で認識するなど、「考慮すべき視点」についても整理した。

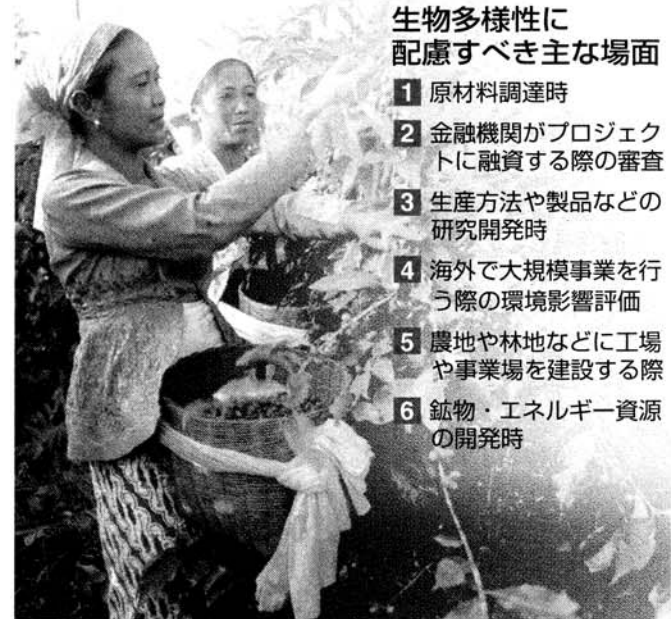
ガイドラインの利用事業者に対し、環境省は「生物多様性とのかかわりに気付き一歩でも前進してほしい」(生物多様性地球戦略企画室の徳丸久衛室長)と期待を寄せる。

背景には、生物多様性の損失を大幅に減少させるという国際社会の要請の強まりがある。COP10が開催される来年は、そ

の成果が問われる重要な節目の年にあたる。議長国の日本が存在感をアピールできる取り組みとして重視しているのが、生物多様性の保全活動に企業などを参画させる動きだ。

国内9社が署名

「民間参画」の重要性が国際的に認識された最初の舞台が、2006年にブラジルで開催されたCOP8。さらにCOP9が開かれた08年には、ドイツ政府主導で「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」が創設され、リコーや富士通など日本企業9社を含む世界の34社が署名した。とはいっても、一部の先進企



UCC上島珈琲のインドネシアの直営農園でコーヒーの実をつむスタッフ

生物多様性に配慮すべき主な場面

- 1 原材料調達時
- 2 金融機関がプロジェクトに融資する際の審査
- 3 生産方法や製品などの研究開発時
- 4 海外で大規模事業を行う際の環境影響評価
- 5 農地や林地などに工場や事業場を建設する際
- 6 鉱物・エネルギー資源の開発時

業を除けば、生物多様性に対する認知度は低いのが現状だ。

日本総合研究所創発戦略センターの古賀啓一研究員は「まだ芽生えの段階だ。ビジネス

チャンスにつながる事例などを積極的に発信し、生物多様性に配慮した製品やサービスを優先的に購入する流れになればいい」と指摘する。(臼井慎太郎)